

# 美容所を開設する方へ

## 1 施設及び設備（主なもの）

### (1) 施設の区分

施設は、隔壁等により外部、居室、休憩室、着付室等作業に直接関係のない場所から完全に区分すること。(隔壁は天井まですき間なく設けること。)

### (2) ねずみ・こん虫等の防除

施設は、ねずみ及びこん虫等の侵入を防止できる構造であること。

### (3) 作業室の有効床面積(受付、待合室、休憩室、便所等を除く作業室の有効床面積)

作業室の有効床面積は、美容いすが2脚の場合は、9.9平方メートル以上とし、3脚以上の場合は、1脚増すごとに3.3平方メートルを増すこと。

美容いすの数 (脚)	作業場の 最低必要面積 (㎡)	美容いすの数 (脚)	作業場の 最低必要面積 (㎡)
1~2	9.9	7	26.4
3	13.2	8	29.7
4	16.5	9	33.0
5	19.8	10	36.3
6	23.1	11	39.6

### (4) 待合室等

作業室の大きさに応じ、待合室又は待合席を設けること。

### (5) 天井

天井は、床上2.1メートル以上の高さとし、じんあいの落下を防ぎかつ保温に有効な構造とすること。

### (6) 作業場の床及び腰張り

待合室も含め作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し清掃が容易に行える構造であること。

### (7) 窓等

窓は、自然光線を十分に取り入れられる構造とすること。なお、やむを得ない場合及び夜間は作業に支障のないよう照明設備が設けてあること。(作業面で300ルクス以上)

### (8) 換気設備等

臭気のこもらないよう十分に換気のできる構造であって、必要に応じて適当な換気装置を設備していること。(換気扇等を2か所以上設置することが望ましく、最低でも1か所は設けること。)

### (9) 消毒室等

作業場には、客1人ごとに皮膚に接する器具を消毒するのに十分な広さの消毒スペースを設けること。(消毒室を設けることが望ましい。休憩室等との兼用は認められません。)

### (10) 3つの洗場（①従業者の手指洗浄、②器具類洗浄、③洗髪のための洗浄）の設置

平成22年4月1日から県条例で3つの洗場の設置が義務付けられました。

作業場内に、従業者専用の流水式の手洗い設備、器具洗い設備、洗髪設備をそれぞれ（蛇口もそれぞれ）設けること。

- ① **手洗い設備**：手洗い用液体石ケン等の手指の消毒設備を設置すること。
- ② **器具洗い設備**：ブラシ、くし、ロット等の器具を洗うのに十分な広さのものとすること。
- ③ **洗髪設備**：頭髮に係る作業を行わない美容所については不要です。

### (11) 便所

便所は、隔壁等によって作業場と区別され、専用の手洗い設備を設けること。

### (12) 収納設備等（ケビントウ）

- ・ 消毒済の器具と消毒していない器具等を区別して収められる設備を設けること。
- ・ 布片、被布、作業に用いる薬品等を衛生的に保管できる設備を備えること。

### (13) 消毒設備等

器具類を消毒する方法を①②より各1以上選択し、必要な設備または器材を備えること

#### ① 血液の付着しているもの、またはその疑いのある器具（カミソリ等）の消毒

- ・ 煮沸消毒器による消毒
- ・ エタノールによる消毒
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）による消毒

#### ② 血液が付着している疑いのない器具（はさみ、くし、ブラシ等）の消毒

- ・ ①と同様の消毒方法
- ・ 紫外線照射による消毒
- ・ 蒸し器等による蒸気消毒
- ・ エタノールによる消毒（拭き取り）
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム（0.01%～0.1%）による消毒
- ・ 逆性石ケン液による消毒
- ・ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒
- ・ 両性界面活性剤による消毒

※ 蒸しタオルを使用する場合は、蒸し器などによる蒸気消毒または次亜塩素酸ナトリウム液による消毒に必要な設備または器材を備えること。

### (14) 毛髪箱・汚物箱

ふた付きの毛髪箱及び汚物箱をそれぞれ1個以上備えること。

- ・ 毛髪箱：髪の毛を入れておくもの
- ・ 汚物箱：その他汚物、廃棄物等を入れておくもの

### (15) 救急箱

外傷に対する応急措置に必要な薬品及び衛生材料を常備した救急箱を備えること。営業に関係ない物品（風邪薬・シブ薬・体温計等）は入れないこと。

入れるもの：ハサミ、ピンセット、消毒薬、キズ薬、絆創膏、ガーゼ、脱脂綿等

### (16) 温度計・湿度計


室内の空気環境を測定するため、温度計及び湿度計を備えること。

## 2 開設に必要な書類等

### (1) 美容所開設届

様式は当所に備え付けている他、県ホームページにも掲載されています。（PDF、Word）

山形県美容所開設	検索
----------	----



提出部数 1部（申請者控えが必要な場合は2部）

(2)店舗の平面図

- ・ 部屋及び施設設備の寸法を入れること。(寸法は内寸とする。)
- ・ 次の位置を記入すること。  
 [美容いす] [鏡] [洗髪設備] [手洗い] [器具洗い] [換気扇] [待合室(イス、テーブル)]  
 [消毒室] 等

(3)医師の診断書（発行後3か月以内）

美容師について、結核、皮膚疾患、その他伝染性疾患（※）の有無に関する医師の診断書が必要です。  
 （※その他伝染性疾患は厚生労働省令で指定されることになっていますが、現在のところ指定されている疾患はありません。）

(4)管理美容師講習会修了証（原本）

2名以上の美容師が従業する場合に必要です。  
 管理美容師は、他の美容所との兼務は、管理美容師及び従業員のいずれであってもできません。  
 開設届受付時に原本確認後、返却します。

(5)美容師免許証（原本）

開設届受付時に原本確認後、返却します。

(6)付近の略図

施設の位置を記入し、目印になる建物等からの位置関係がわかるもの。(住宅地図の写し等)

(7)定款または寄附行為の写

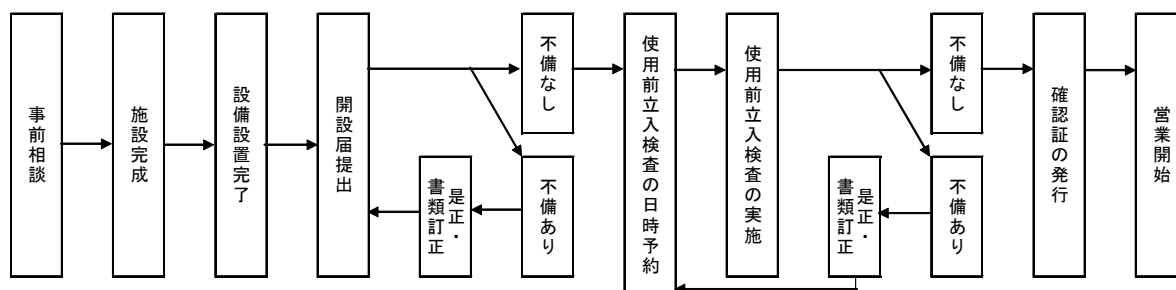
開設者が法人の場合に添付。

(8)検査手数料

16,000円（開設届に県証紙を貼付）

**3 その他注意事項**

- (1)施設の新築、改築、仮店舗の開設、開設者の変更等新たに確認を受ける必要がある場合は、施設の建設前に、平面図持参のうえ相談においでください。
- (2)施設が完成し必要な設備を設置してから、開設届を提出してください。立入時に必要な設備構造が確認できない場合には、立入はできません。
- (3)開設届提出から、使用前立入検査を経て確認証交付までの標準事務処理期間は7日間です。営業開始希望日の遅くとも7日前までに、施設建設、設備設置及び届出書提出を完了してください。



連絡先等：山形県村山保健所  
 生活衛生課営業衛生担当  
 TEL 023-627-1186（直通）

## 理容所（美容所）の平面図 記載例

※平面図には縦横の長さ(壁の内側から壁の内側まで)を記載してください。

